

II 贈与税のあらまし

1 贈与税の概要

その年1月1日から12月31日までの1年間に財産の贈与（法人からの贈与を除きます。）を受けた個人は、その贈与を受けた財産について、次の①又は②のケースに応じて贈与税の申告をしなければなりません。

- ① 「暦年課税」を適用する場合には、その贈与を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超えるとき
- ② 「相続時精算課税」を適用するとき

（注） 人格のない社団や財団又は持分の定めのない法人は個人とみなされて贈与税がかかります。この場合の贈与税額の計算方法等については、この「贈与税の申告のしかた」の説明と異なる点がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

(1) 暦年課税

イ 概要

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（1年間に2人以上の人から贈与を受けた場合又は同じ人から2回以上にわたり贈与を受けた場合には、それらの贈与を受けた財産の価額の合計額）を基に贈与税額を計算する方式です。

その贈与を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超える場合には、贈与税の申告をする必要があります。

ロ 適用される税率

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から基礎控除額（110万円）を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じて、52ページの「贈与税の速算表（平成27年分以降用）」により「一般税率」又は「特例税率」のいずれかを適用して贈与税額を計算します。

(イ) 一般税率

直系尊属（父母や祖父母など）以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合や受贈者が贈与の年の1月1日において18歳^{（注）}未満である場合には、「一般税率」を適用して贈与税額を計算します。この「一般税率」の適用がある財産を「一般贈与財産」といいます。

(ロ) 特例税率

直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において18歳^{（注）}以上である場合には、「特例税率」を適用して贈与税額を計算します。この「特例税率」の適用がある財産を「特例贈与財産」といいます。

（注） 「18歳」とあるのは、令和4年3月31日以前の贈与については「20歳」となります。

ハ 「特例税率」の適用を受ける場合の手続

「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、財産の贈与を受けた人（受贈者）の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入すれば、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

- ① 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（110万円）を差し引いた後の課税価格が300万円を超えるとき
- ② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（110万円）を差し引いた後の課税価格*が300万円を超えるとき
※ 「一般贈与財産」について配偶者控除の特例（58ページ参照）の適用を受ける場合には、基礎控除額（110万円）と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

二 計算方法（例）

○ 特例贈与財産（500万円）のみの贈与を受けた場合

STEP 1 1年間に贈与を受けた特例贈与財産の価額の合計額（課税価格）を計算します。

STEP 2 課税価格から基礎控除額（110万円）を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について下記の【速算表（特例贈与財産用）】により贈与税額を計算します。

課税価格 500万円				
110 万円	390 万円			
(基礎控除額)	(基礎控除後の課税価格)	(特例税率)	(控除額)	(贈与税額)
	390万円	× 15%	- 10万円	= 48.5万円

○ 一般贈与財産（100万円）と特例贈与財産（400万円）の両方の贈与を受けた場合

STEP 1 1年間に贈与を受けた一般贈与財産の価額*と特例贈与財産の価額の合計額（合計贈与価額）を計算します。

* 「一般贈与財産」について、配偶者控除の特例（58ページ参照）の適用を受ける場合には、配偶者控除額を控除した金額となります。

合計贈与価額 500万円	
100 万円	400 万円
一般贈与財産の価額 100万円	特例贈与財産の価額 400万円

STEP 2 合計贈与価額から基礎控除額（110万円）を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について下記の【速算表（一般贈与財産用）】により計算した金額に、一般贈与財産の価額が合計贈与価額のうち占める割合を乗じて、一般贈与財産に対応する贈与税額を計算します。

合計贈与価額 500万円				
110 万円	390 万円			
(基礎控除額)	(基礎控除後の課税価格)	(一般税率)	(控除額)	(税額)
	390万円	× 20%	- 25万円	= 53万円
(税額)	(一般贈与財産の価額が占める割合)		(一般贈与財産に対応する贈与税額)	
53万円	×	100万円 / 500万円	=	10.6万円 ……①

STEP 3 **STEP 2**と同様に、合計贈与価額から基礎控除額（110万円）を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について下記の【速算表（特例贈与財産用）】により計算した金額に、特例贈与財産の価額が合計贈与価額のうち占める割合を乗じて、特例贈与財産に対応する贈与税額を計算します。

(基礎控除後の課税価格)	(特例税率)	(控除額)	(税額)
390万円	× 15%	- 10万円	= 48.5万円
(税額)	(特例贈与財産の価額が占める割合)		(特例贈与財産に対応する贈与税額)
48.5万円	×	400万円 / 500万円	= 38.8万円 ……②

STEP 4 **STEP 2**と**STEP 3**で算出した税額を合計し、贈与税額を計算します。

$$10.6 \text{万円 (①)} + 38.8 \text{万円 (②)} = 49.4 \text{万円 (贈与税額)}$$

* 暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、60、61ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」をご活用ください。

贈与税の速算表（平成27年分以降用）

【速算表（一般贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(一般税率)	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

【速算表（特例贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円